

**本校部活動についての基本方針**

「滋賀県立草津東高等学校部活動に係る活動方針」は、本校の多様な部活動のあり方を尊重しつつ、県の「部活動の指導について」(平成30年7月改訂 滋賀県教育委員会)に示された「部活動のあり方についての方針」に原則として基づくものである。

**本校部活動の意義**

本校では「文武両道で明日をつかむ」をスローガンに、学業と生徒の主体的・自主的な参加によって行われる部活動を本校教育の両輪に位置づけている。部活動で人と関わる経験を通して和と協調精神を学び、心身を錬磨し、スポーツ、文化・芸術、科学等における探究と技術の向上を図り、規則正しい生活習慣の確立と充実した高校生活を送ることを目的として部活動を推進する。

**本校の部活動の目的**

- ◇ 自己の可能性を信じ、高い目標に向かって粘り強く取り組むことにより、意欲・忍耐力・レジリエンス(弾力性・回復性のある強靱な力)を培い、達成の喜びを体感し、競技力や技術の向上を図る。
- ◇ スポーツや文化・芸術、科学等に親しみ有意義で充実した高校生活を体感することにより、現在および将来における自己実現を図る。
- ◇ 部活動で協力・協調・協働して取り組むことにより、帰属意識・連帯感・責任感を培い、共に学び合い支え合う集団(チーム草東)を育成する。
- ◇ 世界共通の文化(言語)であるスポーツ、文化・芸術、科学等の活動を通して、国際理解を深め、国際貢献につなげる。

**部活動の運営****(1) 部の設置**

運動部	陸上競技	水 泳	ソフトテニス	卓 球	バスケットボール
	バレーボール	バドミントン	サッカー	ソフトボール	剣 道
	アーチェリー	山 岳	野 球	体 操	
文化部	吹奏楽	美 術	書 道	放 送	文 芸
	E S S	科 学	茶 道	軽音楽	

\*2025 国民スポーツ大会に向けた県強化指定部6競技7部

陸上(男女)・水泳(男女)・バスケット(女)・サッカー(男)・剣道(男)・剣道(女)・アーチェリー(男女)

**(2) 適切・効果的な活動のために**

- ①健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②過度の活動が必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、適切かつ効果的に休養を取り、生涯を通じてスポーツ・文化・芸術、科学等に親しむ基礎を培う。
- ③科学的な根拠に基づいた練習方法やトレーニング方法を積極的に取り入れるなど、短時間で効果が得られるよう工夫する。(練習メニュー作成に部員が参画し主体的・対話的・深い活動へ)

**(3) 月間活動計画(兼)申請書【様式1】の作成について**

- ①顧問は、生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう家庭学習時間やゆとりある生活時間の確保に努め、(4)に示す【活動時間・休養日の基準】に従い、毎月活動計画を作成し、前月21日までに翌月の月間部活動計画(兼)申請書を提出する。
- ②必要に応じて校長は、月間部活動計画(兼)申請書を学校保健委員会、学校安全衛生員会に諮る。
- ③申請後、顧問は、生徒が見通しをもって活動できるよう月間部活動計画を生徒・保護者等に周知する。

**(4) 【活動時間・休養日の基準】**

活動時間については、成長期にある生徒が、運動・食事・休養および睡眠のバランスのとれた生活ができるよう、以下を基準とする。

平日	概ね3時間以内とする ■完全下校時刻 19:30
土・日・祝日・長期休業日	*活動する場合は月間部活動計画(兼)申請書を提出
定期考査1週間前	調整程度の活動 ■完全下校時刻 18:00 *定期考査の前日もしくは前々日のうち、少なくともどちらか一方を休養日とする。
定期考査期間中	調整程度の活動 ■完全下校時刻 15:00 *公式戦直前などの場合は、別途申請 ■完全下校時刻 16:00
休養日	原則として週1日、週休日・祝日については月2日程度を休養日とする。 *大会日程等の関係で、予定していた週休日に活動する場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。
朝練習	*活動する場合は月間部活動計画(兼)申請書を提出

※鍛錬期・公式戦・コンクール・展覧会等で上記基準を超えて活動が必要な場合は、事前に申請し許可を得る。

#### (5) 校外活動(合宿・遠征等学校を離れての活動)

- ① 県外での活動や泊を伴う活動は、必要経費を含めて事前に申請し許可を得る。
- ② 校(内外)行事計画を校長および県に提出する。
- ③ 校外活動においては、けがや事故の防止に努め、無理のない計画を立てる。
- ④ 緊急時等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させない。(原則禁止)
- ⑤ 旅客運送の許可を得ていないバス(いわゆる白ナンバーバス)を利用しない。

#### (6) 部費・会計等

- ① 適切な会計処理を行い、年に1回は必ず監査と会計報告を行う。また臨時徴収したときは、その都度会計報告を行う。
- ② 遠征・合宿・定期演奏会等については、保護者等に過度な負担をかけないように十分精査するとともに年間活動計画書等の事前配付により周知に努める。
- ③ 部費の管理は銀行口座にて行う。

#### (7) 保護者等および地域との連携

- ① 月ごとの活動計画や行事等(経費負担を含む)について、早めに周知し活動内容の報告を適宜行う。
- ② 部活動の特色を活かしたボランティア活動や合同練習会等で、地域連携を推進し地域に貢献する。
- ③ 県内唯一の体育科設置校としての使命や県競技力向上対策本部の強化指定を受けていることなどから、県全体のスポーツ発展のため、生涯スポーツや選手の育成・強化に貢献する。

### 部活動の管理

#### (1) 生徒の健康管理・安全管理・事故防止

- ① 活動前の健康状態の把握をはじめ、施設・設備の点検、救急処置の明確化、緊急時連絡体制の確立など、安心で安全な活動環境を整備する。
- ② 熱中症や落雷等には細心の注意を払い、気候や天候情報の収集と周知に努め、無理な活動をさせない。熱中症対策として、活動中はこまめに水分・塩分補給を行い、適切に休憩時間を確保する。
- ③ 熱中症予防やAED等の講習会を行い、生徒が自ら身を守れるよう安全指導に努める。

#### (2) 緊急時の対応について 《災害発生時救急体制》参照

生徒のけがや事故に対しては、《災害発生時救急体制》に基づき、管理職・養護教諭・学級担任等が早急に情報共有し連携して生徒・保護者等への対応にあたる。

### 付則:

- ・「滋賀県立草津東高等学校 部活動に係る活動方針」は平成31年4月1日より施行する。
- ・校長は「学校評議員の会」「PTA役員会」「学校保健委員会」「学校安全衛生委員会」に部活動の活動状況を報告し、委員会の意見を反映して、部活動に係る基本方針を毎年度見直すこととする。

最終改定：令和3年6月10日

